

県民の森管理運営業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、宮城県県民の森の管理運営に関する協定書、県民の森等の設置及び管理に関する条例（平成元年宮城県条例第 22 号。以下「条例」という。）及び県民の森等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成元年宮城県規則第 18 号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、宮城県県民の森（青少年の森、四季の森及び付属施設を含む。以下「県民の森」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び実施方法について必要な事項を定める。

2 県民の森の設置目的

宮城県では、昭和44年に明治百年の記念事業として278ヘクタールの森林を森林公園として開園した。その後、昭和49年に泉区の県有林94ヘクタールを編入し、さらに、平成4年に「四季の森」の71ヘクタールの用地を取得し、現在443ヘクタールを管理している。

県民の森は、スギやヒノキの人工林に囲まれた区域と里山に代表される落葉広葉樹林の区域からなり、仙台市中心部から比較的近いところに位置するため、年間約20万人が訪れ、森林・林業をPRする施設及び展示品を活用し、森林の持つ公益的機能を学ぶとともに、里山の動植物の観察等により、自然環境や生活環境を守る森林への理解を深め、森林レクリエーションを通じて県民の健康増進に寄与する施設であり、県民の生活環境を守る重要な“みどり資源”としての役割を担っている。

3 県民の森の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、次に掲げる事項に留意し、県民の森の管理運営に当たるものとする。

- (1) 県民の森は、宮城県における森林・林業の普及推進の拠点施設として、自然展示機能や自然観察機能、自然学習・教育機能、レクリエーション機能等の様々な機能を併せ持つ複合機能施設であり、その設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利となるような取扱いをしないこと。
- (3) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 個人情報については、別紙9「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切な管理を行うこと。
- (5) 県民の森利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させること。

4 県民の森の施設の概要

- (1) 施設等の概要 ※詳細は平面図等参照

① 県民の森（付属施設概要）

中央記念館（パネル・模型等の展示、会議室、管理事務所等）
中央広場（芝生広場、ボール広場）
野外音楽堂（音響設備、野外席 200～300 席）
児童遊園施設（フィールドアスレチック 15 基・延長 2,000m）
見本園（樹木園（ケヤキ他）、桜、サツキ、ヒノキ、湿地植物等）
その他（オリエンテーリングコース 10km、遊歩道 18 路線、あずまや 4 棟）

② 青少年の森（付属施設概要）

学習館（会議室、管理事務所）
もりの学び舎等展示館 3 棟（森林の働き・林業の歴史に関するパネル、模型の展示、コンピュータ図鑑）その他（新校倉式住宅 1 棟、生産の森、野鳥の森、自然観察道等）

③ 四季の森（付属施設概要）

多様な樹種による森林（70.89ha）
遊歩道 13 路線 6,854m

5 休園（休館）日

県民の森の休園（休館）日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、県と協議の上、休園（休館）日を変更し、又は臨時に休園（休館）日を設定することができる。

6 開園（開館）時間

県民の森の開園（開館）時間は、午前9時から午後4時30分まで（11月1日から翌年3月31日までの期間にあっては、午前9時から午後4時まで）とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、県と協議の上、開園（開館）時間を変更することができる。

7 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

8 法令等の遵守

指定管理者は、県民の森の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、条例、規則その他関係法令を遵守しなければならない。

9 指定管理者が行う業務等

指定管理者が行う業務等は、次のとおりとする。

(1) 県民の森の運営業務に関すること。

① 運営体制に関すること。

指定管理者は、県民の森の運営を統括する運営管理者及び運営業務の履行確保上必要な職員（県民の森運営（展示解説業務等）に係る有資格者等を要する場合（当該有資格者を含む。））を適正数配置するものとする。

② 利用料金の徴収及び減免に関すること。

③ 県民の森の設置目的を踏まえた自主事業に関すること。

指定管理者は、県民の森の運営に当たり、自然保護活動や自然保護思想の普及啓発等に関する県民の森の設置目的を踏まえた自主事業を企画・実施するものとする。

(2) 県民の森内施設の維持管理業務に関すること。

指定管理者は、県民の森の適正な運営を図るため、次に掲げる県民の森の維持管理業務についてそれぞれ「維持管理等業務計画書」を作成し、県民の森の適切な維持管理を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により第三者に当該業務の一部を再委託する必要があるときは、事前に県に協議するものとする。

① 建物管理業務（建物汚損防止、展示物等の盗難防止、火災予防及び清掃）

② 中央広場等管理業務（芝生地及び庭園木の管理）

③ 駐車場管理業務（場内での事故防止及び場内清掃）

④ 便所管理業務（便所（身障者用便所を含む。）内及び周辺の清掃）

⑤ 森林管理業務（防火巡視、歩道補修、危険木（倒木）処理、樹木剪定等の管理）

⑥ 事故及び災害等の発生に伴う緊急連絡業務

⑦ 夜間及び休館日の警備業務

⑧ 来園者への案内、説明

⑨ 貸付物品等の管理業務

⑩ 管理区域の下刈等保育業務（県民の森等下刈（道刈、草刈、除草を含む）保育業務特記仕様書による。）

⑪ 管理区域の防火巡視業務（県民の森防火巡視業務特記仕様書による。）

(3) 指定管理者の管理すべき施設及び管理内容

区 分	名 称	構 造	規 模	管理内容
建物維持管理 業務 (県民の森)	中央記念館	R C 造一部 2 階 建	延べ床面積 1,048.67 m ²	随時清掃
	車庫・倉庫	S 造平屋建	建床面積 63.24 m ²	随時整頓
	公衆便所	C B 造平屋建等	駐車場構内: 建床面積 32.04 m ² 野外音楽堂: 建床面積 22.30 m ²	週 1 回 及び発見の都 度清掃
		R C 造平屋建	身障者用 : 建床面積 6.54 m ²	
(青少年の森)	倉庫	木造平屋建	建床面積 40.57 m ²	
	森林学習展示 館 (1 号館)	R C 造平屋建	建床面積 141.73 m ²	週 1 回
	森林学習展示 館 (2 号館)	R C 造平屋建	建床面積 191.33 m ²	週 1 回
	新校倉造展 示館	木造平屋建	建床面積 58.36 m ²	年 2 回
	森林学習館	R C 造平屋建	建床面積 218.37 m ²	週 1 回
	資材保管庫	非木造平屋建	建床面積 58.32 m ²	随時
	公衆便所	木造平屋建	建床面積 12.50 m ²	週 1 回及び発 見の都度
	森の学び舎 展示棟	木造一部 2 階建	延べ床面積 296.52 m ²	随時清掃
	森の学び舎展 示棟便所棟	木造平屋建	建床面積 20.09 m ²	週 1 回及び発 見の都度

- | | |
|----------------------|--|
| ① 県民の森内施設清掃業務 | |
| ② 消防用設備保守点検業務 | 年 2 回 |
| ③ 上水道 (井戸水) 点検業務 | 水質検査・P H 検査 2 週間に 1 回 |
| ④ 受水槽清掃業務 | 点検月 1 回 清掃年 1 回 |
| ⑤ 電気工作物保安管理業務 | 保安管理月 1 回 |
| ⑥ 浄化槽維持管理業務 | 点検月 1 回 清掃年 1 回 |
| ⑦ 県民の森内施設巡回警備業務 | 毎日 |
| ⑧ 県民の森防災巡視 | 林野火災危険期
(2 月、3 月、4 月、5 月、9 月、10 月)
県民の森防災巡視業務特記仕様書による。 |
| ⑨ 展示機器保守点検業務 | 作動点検 毎日 |
| ⑩ 建物、設備及び貸与物品の軽微修繕業務 | 随時発見の都度 |

(4) 県民の森管理業務内容

区 分	事 業 種		事 業 量
県民の森	建 物 等 の 管 理	建物等巡回・清掃	休日を除き毎日
		中央広場・駐車場及び 管理用地内巡回・清掃	休日を除き毎日
	芝 生 管 理	芝刈	8,647 m ² × 3 回 16,771 m ² × 2 回
	樹 園 地 管 理 (サツキ園等)	除 草	1,942 m ² × 2 回
		刈 込	4,023 m ² × 1 回
		整 枝 剪 定	四季の森梅林外 1,033 本
	道 路 管 理	管理車道施設	道 刈 3,800m × 1 回 側溝上げ 3,800m × 1 回

区 分	事 業 種		事 業 量
県民の森	道 路 管 理	遊 歩 道 施 設	道 刈 13,289m × 1 回 階段補修 77 段 木橋補修 4ヶ所
		標 識 保 全	106ヶ所
	湿地植物園管理	アヤメ・ショウブ園	除 草 416 m ² × 3 回 中 耕 416 m ² × 1 回 施 肥 416 m ² × 1 回
		池 沢 保 全	2 回
	児童遊園外管理	巡回・点検・補修	休園日を除き毎日
		芝生スベリ場保守	芝 刈 500 m ² × 1 回
青少年の森	建 物 等 の 管 理	巡 回 ・ 清 掃	休園日を除き毎日
	集合訓練広場・ 駐車場等の管理	草 刈	1,050 m ² × 2 回
		芝 生 管 理	芝 刈 2,478 m ² × 1 回
		庭園木・樹木管理	整枝剪定 86 本
	実習活動施設管理	苗 畑 管 理	除 草 1,029 m ² × 2 回 264 m ² × 1 回
		観 察 施 設 管 理	下 刈 0.80 ha
	道 路 施 設 管 理	基幹作業道施設	道 刈 300m × 2 回
		観 察 道 施 設	道 刈 2,500m × 1 回 階段補修 43 段 道標・標識保全 5ヶ所
四季の森	県木の森等管理	植栽地の管理	県木の森、展望箇所、はぎ苑、 山火事跡地、梅林等の草刈 42,400 m ² × 1 回
	歩道等の管理	遊歩道等施設	道 刈 6,854m × 1 回

※下刈及び道刈等の業務は、県民の森等下刈保育業務特記仕様書による。

(5) 施設利用に関すること。

指定管理者は、条例第 12 条の規定に基づき利用料を納付した者及び条例第 14 条の規定に基づき利用料を免除した者に県民の森の施設を利用させること。

(6) 施設使用に関すること。

指定管理者は、条例第 10 条の規定に基づき使用を許可した者に県民の森の施設を使用させること。

10 県民の森運営委員会

指定管理者は、県民の森運営委員会（仮称）を組織し、県民の森利用者等の意見及び要望を施設運営や業務改善に適切に反映させるよう努めること。

11 管理運営経費等

県民の森の管理運営経費は、利用料金収入及び県が支払う指定管理料並びにその他収入による独立採算を基本とする。

(1) 収入

- ① 利用料金収入
条例第 12 条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ② 委託料
県は、当該年度の予算の範囲内において、必要と認める管理運営経費に相当する金額を指定管理料として指定管理者に支払うものとする。
- ③ その他収入
販売収入等、県民の森の管理運営に伴う収入は、指定管理者の収入とする。
- (2) 支出
 - ① 管理運営経費
県民の森の管理運営に関するすべての費用は、原則として、利用料金及び指定管理料並びにその他の収入をもって充てるものとする。
 - ② 大規模修繕費等
大規模修繕及び施設の基幹改良に要する費用は、管理運営費に含まないものとする。

12 業務に関する報告等

- (1) 事業報告等
指定管理者は、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第 6 条の規定により、毎事業年度終了後 30 日以内に、管理運営業務に係る事業報告書（管理運営業務に係る経理の状況については、60 日以内）及び管理運営業務結果に係る自己評価書を提出しなければならない。
- (2) 前項の事業報告書に記載する事項
 - ① 管理運営業務の実施状況
 - ② 管理運営業務に係る経理の状況（管理経費の支払明細を含む）
 - ③ 使用拒否の件数及びその理由
 - ④ サービスの向上を図った事項（利用者の満足度調査を含む）と成果
 - ⑤ 環境配慮の取組状況
- (3) 施設の入館者数
指定管理者は、施設の開園（開館）期間の各月の入園（入館）者数について、原則として、各翌月の 10 日までに報告しなければならない。
- (4) 利用者の満足度調査
指定管理者は、施設の利用者の満足度調査を次表に定めるところにより適宜実施し、その結果及び対応策等を取りまとめ、報告しなければならない。

調査取りまとめ期間	報告期限
4 月 1 日から 7 月 31 日まで	8 月第 2 週末日
8 月 1 日から 11 月 30 日まで	12 月第 2 週末日
12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	翌年 4 月第 2 週末日

- (5) その他報告
指定管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、その都度速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
 - ① 施設の全部又は一部の使用を中止する必要があるとき。
 - ② 災害その他の事故により、昭和万葉の森施設に係る県の財産が滅失又は毀損したとき。
 - ③ その他昭和万葉の森施設の管理運営上、不測の事態が生じたとき。
- (6) 施設管理に係る応急措置等
指定管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、適宜応急措置等を講じなければならない。
 - ① 設備等に異常が発生したときは、速やかに点検を行い応急措置を講ずるとともに、当該異常が軽微なものであるときは指定管理者の判断で適切に処置し、その旨を県に報告すること。
 - ② その他の設備等の異常については、県に連絡の上、その指示により処置すること。
 - ③ 機械設備等の故障、災害及び火災等が発生したときは、指定管理者は適切な処置を講ずる

とともに、遅滞なく県にその顛末を報告し、その指示を受けること。

13 物品等の帰属

- (1) 指定管理者が、指定期間中に県の委託費等により購入した物品等は、指定管理者の所有に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者は、県の所有に属する物品については、管理台帳等を備え付け、その保管に係る物品を適正に管理しなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する県の所有に属する物品のうち、重要物品（取得価格が1件100万円以上の物品をいう。）については、重要物品報告書により、毎年4月末までに、前年度における当該物品の増減状況を県に報告しなければならない。

14 業務履行に当たっての環境配慮事項

業務の履行に当たっては、別紙4「公の施設の管理運営に関する環境配慮について」に基づき、適切な環境配慮に努めるものとする。

15 管理運営に当たっての留意事項

- (1) 指定管理者は、施設機能の充実を図るため、県内にある他の県民利用施設との適切な連携に努めること。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を策定する場合は、県と協議すること。
- (3) その他、仕様書に記載のない事項については、県と協議すること。

県民の森等下刈（道刈、草刈、除草を含む）保育業務特記仕様書

1 下刈保育施工対象地区及び施工対象面積

県民の森	5.64ha
青少年の森	2.18ha
四季の森	6.30ha

2 施工期間

指定期間内において毎年6月1日 から 9月30日 まで

3 施工方法等

- (1) 植栽草木及び保残有用植物以外は、すべて地際より丁寧に刈り払うこと。
- (2) 植栽草木及び保残有用植物以外の刈り払いした雑草木竹等は、必ず地上に敷き、植栽草木を害さないこと。
- (3) 植栽草木及び保残有用植物以外の藤・つた類は、すべて地際より切断し、植栽木より取り除くこと。また、この際、植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意すること。
- (4) 湿地植物園内及び修景植栽地内の植栽草木及び保残有用植物以外の雑草木竹等を刈り払うときは、できるだけ手鎌を使用し、植栽草木を損傷しないよう注意すること。
- (5) 道路に散在させた刈り払い物は、取り除くこと。
- (6) 刈り払い等下刈保育を施工したときは、その都度、施工箇所の施工前・施工後の写真を添付した完了報告書を提出すること。
- (7) その他、県民の森等における下刈保育の施工について疑義が生じたときは、速やかに県担当職員の指示を受けること。

県民の森防災巡視業務特記仕様書

1 防災巡視実施対象区域及び巡視経路等

(1) 防災巡視実施対象区域

県民の森地区	宮城郡利府町神谷沢字菅野沢地内	} 地内
保全林地	仙台市泉区松森字戊亥沢地内	
市町村の森地区	仙台市宮城野区岩切字青麻沢地内	
四季の森地区	富谷市明石字上折元地内	

2 防災巡視員の配置等

指定管理者は、防災巡視業務経験のある専任の防災巡視業務員（以下「巡視員」という。）を2名以上配置し、防災巡視実施対象区域内の林間、施設、歩車道、駐車場、広場等（以下「防災巡視区域等」という。）の防災巡視業務に当たらなければならない。

3 巡視期間及び時間

(1) 巡視期間

巡視期間は、春秋期の林野火災危険期とし、春期については4月1日から5月31日までの2ヶ月間及び翌年2月1日から3月31日までの2ヶ月間、秋期については9月1日から10月31日までの2ヶ月間とする。

(2) 巡視時間

巡視時間は、原則として午前9時30分から午後5時30分までとする。

4 巡視員の業務内容等

巡視員の業務内容等は、次表のとおりとする。

業 務 内 容	処 置 要 領
(1) 防災巡視区域等における火災、盗難（盗採）等事故防止のための防災巡視	防災巡視は厳重に実施するとともに、防災巡視中に火災等の異常を発見したときは、速やかに指定管理者（県民の森管理事務所）に連絡の上、その指示を受け、適切な処置に当たるものとする。 ただし、急施を要する異常等を発見したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、その措置結果等を速やかに指定管理者に報告するものとする。
(2) 県民の森利用者等への注意喚起及び誘導（不審者等の監視を含む。）	県民の森の利用者等に対しては、必要に応じて防災監視区域等における火災、盗難（盗採）等防止に係る注意・禁止事項の呼びかけや誘導等を行い、火災事故等の未然防止及び県民の森の利用環境維持に努めるものとする。

5 巡視員の遵守事項

巡視員は、巡視期間中、常時次の装備を所持し、又は所定の場所に備え置かなければならない。

- (1) 身分証
- (2) 懐中電灯
- (3) 通信機器
- (4) 防災巡視日誌
- (5) その他防災監視に要する装備品

6 防災巡視報告書の作成等

指定管理者は、防火巡視結果について適切にとりまとめの上、原則として月毎に当該報告書の写し等を付して翌月の 10 日までに県に報告するものとする。